

社団法人島根県シルバー人材センター連合会

会 費 規 程

(目 的)

第 1 条 この規程は社団法人島根県シルバー人材センター連合会（以下、「連合会」という。）定款第 7 条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額等)

第 2 条 会員が一会計年度に納入すべき会費の額等は、別表に定めるところによる。

(納入期日)

第 3 条 会費は毎年 1 回 6 月末までに納入するものとする。ただし、会費を 6 月と 1 2 月に分納することができる。

2 会員が、年度途中で加入した場合には、加入後 2 ヶ月以内に会費を納入するものとする。

(委 任)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

1 この規程は、シルバー連合設立許可のあった日から施行する。

別表 （社）島根県シルバー人材センター連合会会費

種 別	区 分	会費の額
正会員	国庫補助対象団体	A ランク 180,000
		B ランク 150,000
		C ランク 120,000
		D ランク 80,000
	国庫補助対象外団体	20,000
賛助会員	市町村その他の団体等	1 口 10,000
		ただし、下記注 3 の口数を基準とする額

注 1 正会員中 A B C D のランクは、毎年度国が各シルバー人材センターについて定める補助ランクと同じにする。

2 正会員が年度の途中で加入した場合の会費の額は、次のとおりとする。

(1) 国庫補助の対象となった団体

ア 国庫補助対象開始月が当該年度の 9 月以前……全額

イ 国庫補助対象開始月が当該年度の 10 月以降……1 / 2 の額

(2) 国庫補助の対象外の団体

上の表に定める額を 12 で除し、当該年度の加入月数を乗じた額

3 賛助会員の会費口数は、以下の基準とする。

種 類	口 数	備 考
市	国庫補助対象シルバー設置	2 口
	そ の 他	1 口
町・村	国庫補助対象シルバー設置	2 口
	そ の 他	1 口
その他	法 人	1 口以上
	団 体	
	個 人	